

一般競争入札心得（委託役務関係）

（趣旨）

第1条 この心得は、第37回近畿高等学校総合文化祭大阪府実行委員会（以下「委員会」という。）が行う第37回近畿高等学校総合文化祭大阪大会展示作品保管及び輸送等業務に係る一般競争入札（以下「入札」という。）に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

（法令等の遵守）

第2条 入札参加者は委員会が定めるこの入札心得、入札説明書、並びに契約条項及び関係法令等を遵守しなければならない。

- 2 入札参加者は、入札に際し、委員会の指示に従い、円滑な入札に協力し、正常な入札の執行を妨げたり、他の入札参加者の入札を妨害するようなことを避けなければならない。
- 3 入札参加者は、仕様書、入札説明書、質問書の回答、契約書（案）その他契約締結に必要な条件を熟知の上、入札をしなければならない。
- 4 入札及び契約に関して、用いる言語は日本語とし、通貨は日本円とする。

（公正な入札の確保）

第3条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）、刑法（明治40年法律第45号）等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を開示してはならない。

（入札参加資格等）

第4条 入札参加は、入札公告及び入札説明書に掲げる入札参加資格を有する者に限り、正常な入札の執行を妨げる等の行為をした者又はするおそれがあると認められる者は、入札に参加することができない。

（入札保証金）

第5条 入札保証金は免除する。ただし、落札者が契約を締結しないときは、違約金として入札価格の100分の108に相当する金額（以下「契約希望金額」という。）の100分の2に相当する金額を委員会に支払わなければならない。

（入札の方法）

第6条 入札参加者は、定められた期間内に入札参加申出書を提出しなければならない。

- 2 入札参加者は、入札書に記名押印の上、指定した日時及び場所において、所定の入札箱に投入しなければならない。
- 3 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、委任状を持参させ、入札執行時までに入札執行担当職員に提出しなければならない。
- 4 入札参加者又は入札参加者の代理人は、同一の入札に参加する他の入札参加者の代理人を兼ねる

ことはできない。

- 5 入札書に記載する金額については、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額(いわゆる税抜き価格)とすること。
- 6 入札会場への入室は、原則として入札参加者 2 名までとする。

(入札の辞退)

- 第 7 条 入札参加者は、入札の完了まで、いつでも入札を辞退することができる。ただし、一旦辞退した場合は、それを撤回し、又は入札に再度参加することができない。
- 2 入札参加者が入札を辞退するときは、次の各号に掲げるところにより行うものとする。
 - (1) 入札前にあつては、入札辞退届を委員会に提出するものとする。
 - (2) 入札中にあつては、入札辞退の旨を入札書に記載し、入札箱に投入するものとする。
 - 3 入札時間を過ぎても入札書を提出しない場合は、当該入札参加者は入札を辞退したものとみなす。
 - 4 入札を辞退した者は、これを理由として不利益な取扱いを受けるものではない。

(入札書の書換え等の禁止)

- 第 8 条 入札参加者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札の取止め等)

- 第 9 条 入札参加者が第 2 条又は第 3 条に抵触する疑いがあるとき等、委員会が必要と認めるときは、入札を延期し、中断し、若しくは保留し、又は当該入札に関する調査を行うことがある。この場合において、調査の結果、入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行を取り止めることがある。
- 2 前項の規定により委員会が調査を行うときは、入札参加者は調査に協力しなければならない。
 - 3 入札の執行に際して、天災地変、その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は取り止めることがある。

(開札)

- 第 10 条 開札は、入札の終了後、直ちに当該入札場所において、原則として入札者を立ち会わせて行い、その結果を口頭で入札者に知らせるものとする。

(無効の入札)

- 第 11 条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- (1) 入札に参加する資格がない者及び虚偽の申出を行った者のした入札
 - (2) 所定の日時までに所定の場所へ提出されない入札
 - (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
 - (4) 記名押印を欠いた入札書による入札
 - (5) 金額を訂正した入札書又は金額の記載の不鮮明な入札書による入札
 - (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 - (7) 談合その他の不正な行為によってされたと認められる入札
 - (8) 同一の入札について同一人が、2 通以上の入札書を提出した入札
 - (9) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して入札した者の入札

(失格)

第12条 次の各号のいずれかに該当する者は失格とする。

(1) 提出期限までに事後審査申請書及び審査資料の提出を行わない者

(2) 開札の日から落札決定の日までの期間において、次のいずれかに該当した者

ア 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けた者又はこれらの要綱の別表に掲げる措置要件に該当した者

イ 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた者又はこれらの要綱の別表に掲げる措置要件に該当した者

ウ 大阪府又は委員会の契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償請求を受けた者

(3) 前各号に定めるもののほか、入札公告等において示した事項に該当した者

(落札者の決定)

第13条 有効な入札を行った者のうち、契約希望金額が予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とし、その者について事後審査等を行い、その結果、資格があると確認された者を落札者とし、その者の契約希望金額を落札金額とする。この場合において、落札金額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。

2 前項の審査の結果、入札参加資格がないと判断したときは、次順位の最低の価格を提示した者を落札候補者とし、その者について事後審査等を行い、その結果、資格があると確認された者を落札者とする。

3 前項の審査は、落札者を決定するまで繰り返すものとする。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札候補者の決定)

第14条 落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、その落札決定を留保した上で、抽選により落札候補者及び次順位以降の者を決定するものとする。

2 前項の抽選の方法は、別紙による。

3 審査の結果、入札参加資格がないと判断したときは、第1項の次順位者を落札候補者とし、提出期限までに事後審査申請書及び審査資料の提出を受けた後、入札参加資格の審査の結果、入札参加資格があると判断された者を落札者とする。

4 前項の審査は、落札者を決定するまで繰り返すものとする。

(再度の入札)

第15条 開札をした場合において、落札者とすべき者がいないときは、再度の入札を行うことができる。この場合において、再度の入札は2回とする。

2 前項に規定する再度の入札を行うときは、次の各号のいずれかに該当する入札をした者は再度の入札に参加することができない。

(1) 第11条第1号、第2号及び第7号までの規定により無効とされた入札をした者

(2) 第11条第8号の規定より無効とされた入札をした者で、再度の入札に参加させることが不適当と認められるもの

(契約保証金等)

第16条 落札者は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付

しなければならない。ただし、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

- (1) 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において提供される担保の価値は、額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の8割に相当する金額による。
 - (2) 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において提供される担保の価値は、小切手金額による。
 - (3) 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において提供される担保の価値は、手形金額による。
 - (4) 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。この場合において提供される担保の価値は、当該債権の証書に記載された債権金額による。
 - (5) 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関の保証。この場合において提供される担保の価値は、保証書に記載された保証金額による。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (1) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
 - (2) 国、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを過去3年の間に全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる受注者からの契約保証金免除申請
- 3 前項第1号の場合においては、落札者は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を委員会に寄託しなければならない。

（契約の締結等）

- 第17条 契約書を作成する場合において、落札者は、契約書に記名押印し、落札決定の日の翌日から起算して、10日以内（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）に委員会に提出しなければならない。ただし、委員会の承諾を得た場合は、この期間を変更することができる。
- 2 落札者は、大阪府暴力団排除条例第11条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を前項の期間までに提出するものとする。
 - 3 落札者が第1項に定める期間内に契約書及び前項の誓約書を提出しないときは、落札者としての権利を失う。
 - 4 落札決定の日から契約締結の日までの期間において、落札者又は落札者である共同企業体の構成員が、第13条第3号アに該当した場合は契約を締結しないものとし、同号イ又はウに該当した場合は、契約を締結しないことがある。
 - 5 前2項の規定により契約を締結しないときは、第5条に定める違約金を第37回近畿高等学校総合文化祭大阪府実行委員会に支払わなければならない。この場合、第37回近畿高等学校総合文化祭大阪府実行委員会は一切の責めを負わないものとする。

(異議の申立て)

第 18 条 入札参加者は、入札後、この入札心得、入札説明書、契約条項、仕様書等について、不明又は錯誤等を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他)

第 19 条 入札参加者は、入札に際しては、すべて委員会の指示に従わなければならない。

【別紙：くじの方法について】

入札金額が同額の場合は、下記の抽選方法（公開抽選）により落札予定者の順位を決定する。

なお、後記において、「業者番号」とは、入札金額が同額の業者を株式会社等の表記以外の社名により 50 音順（昇順：あ→ん、社名がアルファベットの 경우도 ひらがな表記を採用）に並べた順番により決定する番号とする。

抽選手順：下記の「抽選 1」「抽選 2」の順番に行う。

抽選 1. ＜予備抽選＞

- ① 入札担当者は、入札金額が同額の業者数と同数の数字が記入された紙を入れた抽選箱を用意する。なお、中に入る紙にはそれぞれ異なる数字が書かれているものとする。
- ② 抽選人は、業者番号（昇順）の順番に、抽選箱から紙を取り出し数字を読み上げる。
- ③ 入札担当者は、上記②において抽選人が読み上げた数字を「抽選結果記録用紙 A【抽選 1：予備抽選用】」に記録する。
- ④ 入札担当者は、各業者の本抽選における順番を読み上げる。
なお、本抽選の順番は、予備抽選において出た紙の数字の順番（昇順）とする。

抽選 2. ＜本抽選＞

- ① 入札担当者は、抽選 1 が終了後、再度、入札金額が同額の業者数と同数の数字が記入された紙を入れた抽選箱を用意する。
- ② 抽選人は、予備抽選で決定した順番（昇順）に、抽選箱から紙を取り出して紙に記載された数字を読み上げる。
- ③ 入札担当者は、上記②において抽選人が読み上げた数字を「抽選結果記録用紙 B【抽選 2：本抽選用】」に記録する。
- ④ 入札担当者は、落札予定者、及びその次の順位以降の者を発表する。
なお、本抽選において出た紙の数字の順番（昇順）に、落札予定者、及びその次の順位以降の者を決定する。

■注意事項

- ・最低入札金額にかかわらず、同額の入札金額があった場合は、同様の抽選方法により落札予定者順位を決定する。
- ・落札予定者から入札参加資格の審査（事後審査）を行い、審査の結果、入札参加資格がないと判断したときは、次順位者を落札予定者とし、審査を行う。

■抽選結果記録用紙

- ・抽選結果記録用紙は、以下の様式のものとしします。
- ・抽選結果記録用紙 B への記入が終了後、入札担当者は「立会人」と共に抽選結果記録用紙 A と照合し、抽選結果を発表します。
(抽選 1 の抽選結果記録用紙)

抽選結果記録用紙A（予備抽選）

入札案件名：第37回近畿高等学校総合文化祭大阪大会展示作品保管及び輸送等業務

立会人：_____ 印

紙に記載された数字の小さい順に、本抽選の順番を決定する。

会社名	紙に記載された数字	本抽選順位

抽選結果記録用紙B（本抽選）

入札案件名：第37回近畿高等学校総合文化祭大阪大会展示作品保管及び輸送等業務

立会人：_____ 印

紙に記載された数字の小さい順に、落札予定者順位を決定する。

会社名	紙に記載された数字	落札予定者順位